

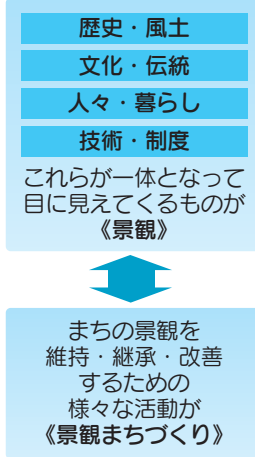
景観

まちづくり

「住んでよかった」「訪れてよかった」と思ってもらえる米原市の景観をつくりあげていくためには、市民・事業者・行政が連携して行う「景観まちづくり」が重要となります。市では、市民や事業者で組織する「米原市景観まちづくり会議」を設置し、良好な景観の形成に関する方針などを定めた「米原市景観計画」の策定を行います。

なぜ、今「景観」なのか？

景観は、まちの個性や魅力の特徴づけるものです。自分たちのまちの魅力を楽しみ、貴重な資産として次代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための取り組みが行われています。それが景観まちづくりです。



わたしたちのまち米原市には大切にしたい景観がたくさんあります

市内には、伊吹山や琵琶湖に代表される地形や自然環境、人々の生活が作り出してきた景勝地である旧街道沿いのまち並みなど、自慢できる景観がたくさんあります。

また、日常生活の中にある何気ない風景であっても、人それぞれに好きな景観があると思います。

しかし、市民一人ひとりが景観に対する意識を高めなければ、徐々に良好な景観は失われてしまいます。

これからの取り組み

市では、市民や事業者で組織する「米原市景観まちづくり会議」を設置し、良好な景観の形成に関する方針などを定めた「米原市景観計画」の策定を行います。

これらの取り組みを進めるうえで重要になってくる、みなさんのご意見を把握するため、10月頃にアンケートを実施する予定です。次のページに掲載している「大切にしたい米原市の景観」の応募とあわせて、ご協力をお願いします。

*1 平成16年に制定された、わが国で初めての景観に関する総合的な法律です。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観形成の理念および住民、事業者、行政の責務を明確化しています。

伊勢市の事例



修景

伝統的な家屋の再現・維持、無電柱化や石畳化を実施
出所：国土交通省ウェブサイト
(<http://www.mlit.go.jp/>)

全国的に「景観」に関する取り組みが活発になっていきます

美しいまちに対する国民的意識の高まりに促されるため、平成16年に景観に関する総合的な法律として「景観法*」が制定されました。

近年では、景観法が制定されたこともあって、全国各地で景観まちづくりが積極的に進められています。

《景観まちづくりの意義》

- ◆ 良好な景観は、まちの個性と魅力を高め、観光・交流人口の増加を生んでいます。
- ◆ 身の回りの心地よさを創り出す
- ◆ まちの個性を育む
- ◆ 地域の課題改善に役立つ
- ◆ まちと暮らしに愛着や誇りが持てる



「大切にしたい米原市の景観」を募集します

市民一人ひとりが景観に対する意識を高め、良好な景観をより良くするための取り組みのひとつとして、市では、市民のみなさんが大切にしたい、米原市ならではの景観を募集します。

自然と歴史に恵まれた米原市には、自慢できる景観がたくさんあります。またふだん何気なく暮らしている身近なところにもいろいろな景観があります。知名度の高い名所や壮大な風景でなくても結構ですので、みなさんが大切にしたい身近な風景をぜひお寄せください。

応募いただいた景観を参考に、特に重要な景観を「(仮称)米原八景」として選定し、広くPRします。

(仮称)米原八景とは

米原市の持つ雄大な自然と共生し歩んできた中で育まれた、特に素晴らしいと思われる景色について、全国的に有名な近江八景、金沢八景などの名前にならない、米原市を代表する景観を指定する取り組みです。

「(仮称)米原八景」として選定された際には、市民のみなさんと相談しながら、良好な景観の保全・活用を通じて、まちづくりに活かしていきます。

お問い合わせ

土木部 都市計画課(近江庁舎)
TEL 521-9026 FAX 521-8790

応募内容(例)

①応募内容

伊吹山を三島池から眺めた景色

「〇〇山の景色」や「△△川の紅葉」のように、景観の対象物を記入してください。できれば、どこから見たらその景観が良好に見えるのかも記入してください。

②お勧めの季節

伊吹山が雪に覆われる冬

「〇〇の花が咲く季節」など、お勧めの季節があれば記入してください。

③応募する理由

観測史上世界一の豪雪地である伊吹山が逆さになっているから

歴史的な背景や景観の特徴・魅力など、補足説明することがあれば記入してください。

④住所・氏名・連絡先

下多良00番地 米原太郎 ☎00-0000



写真の代わりに位置図など、応募内容が特定できるものでも結構です。

応募方法

必要事項を記入した用紙(様式は自由)とカラー写真を添えて、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかで応募してください。

どなたでも、何点でも、応募できます。

ご応募いただいた方には

オリジナル ケイタイクリーナーを
プレゼントします!
(おひとり様ひとつ限り)

【必要事項】

- ①応募内容 ②お勧めの季節
- ③応募する理由 ④住所・氏名・連絡先

【募集期間】8月15日(月)～11月30日(水)

【提出先】土木部 都市計画課(近江庁舎)

〒521-8601 米原市顔戸488番地3

☎52-6926 ☎52-8790

✉toshi@city.maibara.lg.jp

市公式ウェブサイト <http://www.city.maibara.lg.jp/>

【注意事項】

- ・市内で誰でも立ち入ることができる場所から見る事ができる景観に限ります。
- ・提出された写真は、原則として返却しません。また、市公式ウェブサイトなど、景観の紹介に使用させていただくことがあります。
- ・持参の場合は各庁舎の担当窓口(自治振興課)に提出できます。
- ・市役所各庁舎の窓口で応募用紙を配布しています。また、市の公式ウェブサイトからもダウンロードできます。